

<別紙>

相馬市産業廃棄物埋立処分場規模拡張事業環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例（平成10年12月22日福島県条例第64号）第11条第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、相馬市光陽の相馬中核工業団地東地区において既存の産業廃棄物埋立処分場の規模の拡張を想定しているものであるが、対象事業実施区域に近接して現住居が存在する外、低湿地の自然環境が回復している状況が見られることから、その実施により、周辺の生活環境及び自然環境に支障を来さないようにすること。

なお、当該計画の実施まで長期間を要する場合には、対象事業実施区域及びその周辺の社会環境、生活環境及び自然環境の変化の状況を踏まえ、適切に計画内容を再検討すること。

- (2) 環境影響評価を実施するに当たっては、その基礎となる資料の収集に十全を期し、最新の知見及び評価手法を採用するとともに、現住居等の分布や自然状況等の多面的な視点から綿密な調査を実施することにより、産業廃棄物最終処分場の拡張工事及びその稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小になるようにすること。

また、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じてそれらを見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

- (3) 本事業計画の実施に伴い使用する建設機械、車両、資材の搬出入及びその経路等については、生活環境への影響が大きく懸念される事項であることから、事前に綿密に検討すること。

- (4) 本事業計画の実施に当たっては、周辺地域住民の理解が不可欠となることから、当該計画内容の周知、十分な説明と意見の聴取を確実に進めること。

また、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に当たっては、当該対象事業実施区域及びその周辺の要所の現場写真を使用する等して、その閲覧者が当該地域事情について、視覚的にも十分な情報を得て理解が深められるようにすること。

- (5) 事後調査の計画については、必要に応じて専門家の助言を受けながら、想定される追加保全措置を含め綿密に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

2 大気質について

対象事業実施区域に近接して現住居が存在することから、建設機械や使用車両等より発生する排出ガス等による影響が懸念されるため、造成工事等の施工、工所用資材の搬出

入、埋立対象物の輸送等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等については、周辺地域住民の生活等に影響を及ぼすことのないよう、気象を含む地域特性を踏まえた上で、必要に応じて専門家の助言を受けながら調査、予測及び評価を行い、それらの結果を環境保全措置を含め準備書に具体的に記載すること。

3 騒音及び振動について

対象事業実施区域に近接して現住居が存在することから、建設機械や使用車両等より発生する騒音及び振動（以下「騒音等」という。）による影響が懸念されるため、本事業計画の実施に伴い発生する騒音等については、造成工事等の施工、工所用資材の搬出入、埋設対象物の輸送等を含め周辺地域住民の生活等に影響を及ぼすことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、それらの結果を環境保全措置を含め準備書に具体的に記載すること。

4 水環境について

(1) 相馬市産業廃棄物埋立処分場は、平成9年に埋め立て開始後、既に約20年が経過しており、今回の規模拡張により、供用期間が今後も同程度となることが見込まれ、極めて長期に供用する施設となることから、既に施工されている遮水工の健全性に係り調査、予測及び評価を追加すること。

(2) 浸出液については、通常有害物質をほとんど含んでいない場合でも、魚類を用いたバイオアッセイにおいては、主として含有塩化物イオン又はアンモニア性窒素に起因する有害性を示すことが多いため、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、キレート吸着や脱塩等を含む高度処理過程や処理施設の維持管理を十全にする等、その結果を環境保全措置も含め準備書に具体的に記載すること。

なお、今後、浸出液処理に係る装備の増設や改修を行う場合には、その時の最新技術の導入に努めること。

(3) 浸出液処理水の放流が下流域に及ぼす可能性について、規模拡張対象施設の稼働による浸出液処理水（放流水）の放流先となる河川の放流点、その上流及び下流の調査地点及び調査時間の設定について、調査結果が潮の干満の影響を受けないようにすること。

5 動植物・生態系について

対象事業実施区域内には、一部に自然低湿地が回復し希少な水生昆虫の生息が確認されていることから、類似環境の隣接地が代償地として活用できる可能性が高いと考えられるため、対象事業実施区域の隣接地域（特に西側）について、動植物に係る調査を追加すること。

また、既に埋め立てが完了した範囲でのビオトープ設置等の代償措置の実施を検討すること。

6 放射線の量について

本事業計画を進めるに当たって、拡張対象施設の稼働に伴う埋立対象物の放射性物質濃度の確認について、その方法や頻度等を準備書に具体的に記載すること。

7 その他

- (1) 本事業計画の実施に伴い、工所用資材の搬出入、埋設対象物の輸送等のために使用することが想定される道路について、あらかじめ交通安全対策を綿密に検討すること。
- (2) 本事業計画の拡張対象施設及びその関連施設の稼働中の適正な維持・安全管理、自然災害対策、稼働終了段階における施設の拡張、廃止施設の撤去、環境回復措置等について予め検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 本事業計画の推進に当たっては、必要に応じて関係機関と協議すること。